

7 用語解説

【あ行】

アセスメント	事前評価、初期評価。福祉利用者が直面している問題や状況の本質、原因、経過、予測を理解するために、援助活動に先立って行われる一連の手続をいう。
アルツハイマーデー	1994年「国際アルツハイマー病協会」(ADI)は、世界保健機構(WHO)と共同で毎年9月21日を「世界アルツハイマーデー」と制定し、この日を中心にアルツハイマー病の啓蒙を実施している。
いきいき運動推進員	市が実施する「いきいき運動推進員養成講座」を受講し、登録した上で、市の要請に基づき各地域で介護予防に有効な運動の普及活動を行う者。
いきいき体操	加齢に伴う筋力の低下などに伴い、要介護や寝たきりになることを防ぐための運動プログラム。
運動指導士	保健医療関係者と連携して、安全で効果的な運動を実施するための運動プログラムを作成し、実践的な指導計画の調整などを行う者。
NPO法人	不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的として活動する団体のことをいう。特定非営利活動促進法に基づいて法人格を取得している。

【か行】

介護給付費準備基金	介護給付費の急増などによる予算不足の事態に備えるため、介護保険特別会計の決算剰余金を積み立て、介護保険事業の安定的な運営を行うための基金。
介護予防	高齢者が要介護状態になることをできる限り遅らせること、また、要介護状態にあってもその悪化をできる限り防ぐこと、さらには、軽減を目指すことをいう。
介護予防事業	要介護状態になることの予防又は要介護状態の軽減若しくは悪化の防止のために行う事業をいう。
カテーテル	医療器具。ゴムなどでつくられた細い管で、体腔、体内の器官などに挿入し、体液の排出、薬液や造影剤の注入などに用いられる。
基本チェックリスト	65歳以上の方を対象に、運動、口腔、栄養、物忘れ、うつ症状、閉じこもりなどの調査項目について「はい」「いいえ」で回答し、介護の原因となりやすい生活機能低下の危険性がないかを確認するための質問表。
虚血性心疾患	冠動脈が動脈硬化などの原因で狭くなったり、閉塞したりして心筋に血液が行かなくなること(心筋虚血)で起こる疾患。狭心症・心筋梗塞・虚血性心不全・虚血性心疾患の致死性不整脈もこれに含まれる。
居宅介護支援事業所	要介護者等が居宅において適切にサービスを利用できるよう、在籍するケアマネジャー(介護支援専門員)がその心身の状況や生活環境、本人及び家族の希望等に沿ったケアプランの作成や、ケアプランに位置づけたサービスを提供する事業所等との連絡・調整などを行う事業所。
居宅サービス	訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護、(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)居宅療養管理指導、通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)特定施設入居者生活介護、(介護予防)福祉用具貸与、(介護予防)特定福祉用具販売、(介護予防)住宅改修、居宅介護支援及び介護予防支援をいう。
緊急通報装置	在宅の病弱な高齢者や重度身体障がい者を対象として、急病や災害発生などの緊急時における迅速かつ適切な救急救助体制をとり、生活不安の解消と生命の安全を確保するため、自宅と消防署を直結した通報装置。

ケアハウス	60歳以上で、加齢等により自宅で生活することに不安がある人が、比較的 low 料金で入所でき、食事の提供を受けられる施設をいう。施設の設置者が介護保険の特定施設入居者生活介護の指定を受けている事業者であれば、施設内で介護サービスを受けることができ、そうでなければ居宅介護サービス事業者からサービスを受けることになる。
ケアプラン (居宅サービス計画) (介護予防サービス計画)	要介護認定を受けた者が、居宅介護支援事業所のケアマネジャーに依頼して、利用者のニーズと生活上の課題解決を目的として作成される計画をいう。あらかじめどのサービスをどの程度受けるかを作成する。要支援認定を受けた者については、地域包括支援センターで介護予防サービス計画を作成する。
ケアマネジメント	要介護者とその家族等の希望に応じて、保健、医療、福祉の各サービスを組み合わせ、適切な身体的・精神的・社会的なケアプランを作成し、継続的に援助することをいう。
ケアマネジャー (介護支援専門員)	要介護者又は要支援者からの相談に応じ、その人の身体状態や精神状態、生活状況等を総合的に勘案し、適切なサービスを組み合わせた計画(ケアプラン)を作成し、サービスが円滑、適切に提供されるよう調整等を行う者をいう。都道府県知事が行う試験、研修を終えた後に登録される。
軽費老人ホーム	無料又は低額な料金で高齢者を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設(老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホームを除く)をいう。A型とB型があり、ケアハウスもこの軽費老人ホームの一種である。
言語聴覚士(ST)	リハビリテーション職の一つ。失語症や言語発達遅滞、難聴などの言語障がいがある方に対して、訓練や指導を行い、コミュニケーション能力の改善を図る。また、咀嚼や嚥下障がいについても、医師や看護師、栄養士等と連携して機能回復などを行う。
後期高齢者	高齢者を2段階に区分する場合、75歳以上の高齢者をいう。これに対し、65歳以上75歳未満を前期高齢者という。
高齢化率	総人口に占める65歳以上人口の割合をいう。
高齢期	加齢によって心身の機能の衰退が始まる時期で、一般的には65歳以上をいう。

【さ行】

サービス付き高齢者向け住宅(サ高住)	高齢者の居住の安定確保に関する法律の基準により登録される、介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供する、バリアフリー構造の住宅。
作業療法士(OT)	リハビリテーション職の一つ。病気やけがが若しくは生まれながらに障がいがある方などに対して、さまざまな作業を通じて訓練や指導を行い、日常生活をスムーズに送れるように心身機能の回復を図る。
サロン活動	地域で高齢者の方が、生きがい活動と元気に暮らすきっかけづくりを見つけ、地域の人同士のつながりを深める自主活動の場。
事業対象者	基本チェックリストにより、生活機能の低下がみられ要支援状態となるおそれがあると判定された高齢者。
施設サービス	介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設及び介護医療院におけるサービスをいう。
市民後見人	認知症や障がい等で判断能力が十分ではない方を支援するため、本人に代わって「財産管理」や介護施設の入居手続等の「身上監護」を行う家庭裁判所から選任された地域の一般市民。
消費者被害	商品を購入したときや、サービスを契約するなどの消費行動に伴って発生する被害をいう。近年、訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引(マルチ商法)などによって被害が生じた事例が多数報告されている。

シルバー人材センター	高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織。原則として市（区）町村単位に置かれており、基本的に都道府県知事の指定を受けた社団法人で、それぞれが独立した運営をしている。
身上監護	後見人が、被後見人の介護保険や病院など生活・医療・介護に関する手続や契約をすること。また、あくまで法律行為であって、介護などを行う必要はない。
身体機能	実際に身体を動かして動作を行う能力のことをいう。
砂川市第7期総合計画	本市が10年後に目指す都市像（将来像）を示し、その実現に向けたまちづくりの基本目標等を総合的、体系的にまとめた、各種行政計画の最も上位に位置づけられる長期計画で、市政の基本となる計画をいう。計画期間は、令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間。
生活機能	歩行、食事、排せつ、入浴及び着脱衣等の日常生活を独力で営む能力のことをいう。
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート（主に資源開発やネットワークの構築）を行う者。
生活習慣病	生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている疾患の総称。
成年後見制度	認知症のある高齢者や、障がいのある人等の判断能力が十分ではない方に対し、後見人を選任して財産管理や身上監護についての契約等の法律行為を行うときに、本人の意思を尊重しながら、権利と財産を守り支援する制度をいう。
世帯分離	住民票に登録されている一つの世帯を、二つ以上の世帯に分けること。

【た行】

ターミナルケア	終末期の医療、看護のことをいう。末期がん患者等に対して延命を目的とするものではなく、主に身体的苦痛や精神的苦痛を軽減することによって、人生の質を向上することに主眼が置かれ、医療的処置（緩和医療）に加え、精神的側面を重視した総合的な措置がとられることをいう。
団塊ジュニア世代	昭和46年～昭和49年頃の第2次ベビーブーム時代に生まれた世代。
団塊の世代	昭和22年～昭和24年頃の第1次ベビーブーム時代に生まれた世代。約810万人と推定され、前後の世代に比べて2～3割程度人口が多い。
地域支援事業	高齢者が要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態等となった場合でも、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するため市町村が行う事業をいう。介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業がある。
地域包括ケア 地域包括ケアシステム	高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが日常生活圏域で、切れ目なく提供される体制をいう。
地域包括ケア「見える化」 システム	都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システムで、介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関するさまざまな情報が本システムに一元化されている。
地域包括支援センター	介護予防のケアマネジメントを行う機関をいう。高齢者に対する総合的な相談窓口としての機能もある。保健師又は看護師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の3職種がそれぞれ配置されており、互いの専門性を生かして問題の解決に努めている。

地域密着型サービス	要介護や要支援状態となってもできる限り、住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるようにするため、平成 18 年度に創設されたサービスで、市町村が指定権限を有する。住み慣れた自宅や地域での生活を継続することを目的としているため、地域密着型サービスを利用できるのは、要支援・要介護の認定を受けた当該市町村の被保険者のみで、サービスの種類としては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び看護小規模多機能型居宅介護がある。
糖尿病性腎症	糖尿病の合併症の一つ。血液をろ過して老廃物を尿へ排せつする腎臓内の糸球体の細かな血管が硬化して壊れ、ろ過機能が低下する。進行すると尿が出にくくなり、老廃物がたまり尿毒症の原因となる。

【な行】

認知症	認知障がいにより、社会生活や職業上の機能に支障をきたす状態・症状をいう。従来の「痴呆」という用語については、侮蔑的な意味を含む表現であり適切でないことから、平成 16 年（2004 年）の厚生労働省通知により「認知症」と用語を見直している。
認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解をもち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする者。
認知症疾患医療センター	認知症患者とその家族が住み慣れた地域で安心して生活ができるための支援の一つとして、都道府県や政令指定都市が指定する病院に設置するもので、認知症疾患における鑑別診断、地域における医療機関等の紹介、問題行動への対応についての相談の受付等を行う専門医療機関のことをいう。

【は行】

肺炎球菌	肺炎等の呼吸器の感染症や全身性感染症を引き起こす細菌。
パブリックコメント	(国民・住民・市民など) 公衆の意見。特に「パブリックコメント手続」における意見公募に対し寄せられた意見を指す。日本では、意見公募の手続そのものを指す言葉としても用いられる。パブコメと略されることも多い。パブリックコメント手続(制度)とは、行政が政策、制度などを決定する際に、公衆(国民、都道府県民、市町村民など)の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのこと。
バリアフリー	高齢者・障がい者等が社会生活をしていく上で、物理的、社会的、制度的、心理的、情報面等、全ての障壁を除去しようとする考え方で、障壁(バリア)となるものを除去(フリー)することをいう。
避難行動要支援者名簿	災害が発生したとき、又は発生しそうなときに特に避難支援を必要とする方の名簿。 <名簿の対象者> 生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する方 (ア) 要介護 3・4・5 の認定を受けている方 (イ) 身体障害者手帳 1・2 級(総合等級)の第 1 種を所持する身体障がい者の方(心臓、腎臓機能障がいのみで該当する方は除く) (ウ) 療育手帳 A を所持する知的障がい者の方 (エ) 精神障害者保健福祉手帳 1・2 級を所持する方 (オ) 市の生活支援を受けている難病患者の方 (カ) 上記に準じる状態にあり、災害時の支援が必要と認められる方

フレイル	加齢に伴い筋力が衰え、疲れやすくなり家に閉じこもりがちになるなど心身の活力が低下した状態。
訪問看護ステーション	病気や障がいをもった方が住み慣れた地域や家庭で、その人らしく療養生活を送れるように、医師や他の医療専門職、ケアマネジャーなどと連携し、自立への援助を促し療養生活を支援する訪問看護サービスを提供する事業所。

【ま行】

民生委員	社会福祉の向上を任務とし、高齢者、児童、障がい者、生活困窮者等への見守り、訪問、相談及び支援活動を行うとともに、地域住民の実態を把握し、ボランティア事業への協力等を行う者。昭和 23 年制定の民生委員法により都道府県知事が推薦し厚生労働大臣が委嘱する。
------	--

【や行】

有料老人ホーム	食事の提供など、日常生活に必要なサービスを提供する施設で、自立した高齢者から要介護者まで、おおむね 60 歳以上の人を対象とし、各事業者が入居判定を行う。
養介護施設	老人福祉法に規定される老人福祉施設、有料老人ホーム及び介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター等をいう。
養護者	在宅で高齢者の介護等をする家族、親族、同居人であって、養介護施設従事者等以外の者をいう。

【ら行】

理学療法士（PT）	リハビリテーション職の一つ。病気やけが、老化などが原因で身体に障がいがある方に対して、歩行訓練などの運動を指導するなど、基本的な動作能力の回復を図る。
-----------	---